

休眠預金等活用法に係る規定

流動性預金に共通する規定

【休眠預金等活用法に係る異動事由】

1. 当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。
 - （１）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - （２）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - （３）預金者等から、次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - （４）預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。（※）
 - （５）預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に照会したものに限りします。）、残高証明書発行依頼のあったもの）。（※）
 - （６）預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、店頭にてＡＴＭ振込限度額変更・氏名・名称変更および住所・連絡先変更の申出があったものに限りします。）（※）
 - （７）預金者等から預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出（ただし、カードローンご契約時の返済口座の申出に限りします。）（※）
 - （８）預金者等による預金等に係る情報の受領（休眠預金等活用法第２条第５項第３号の通知を除きます。）ただし、出資配当金振替口座の情報、カードローン返済口座の情報の受領に限りします。（宛所不明等で返送されなかった場合に限りします。）（※）
 - （９）総合口座取引規定にもとづく他の預金について前（１）から（８）に掲げるいずれかの事由が生じたこと。（※）
- ※ ただし、上記の異動事由（４）から（９）に該当する預金種類は、別紙のとおりとします。

【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - （１）前項に掲げる異動が最後にあった日
 - （２）将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次の第２項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として同第２項において定める日
 - （３）当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。（ただし、平成３１年３月１０日以降に発した通知に限りします。）
 - （４）この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日
2. 前１項の（２）において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる

事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、次に掲げる事由に応じ、次に定める日とします。

(1) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。(※)

※ ただし、上記の異動事由第2項(1)に該当する預金種類は、別紙のとおりとします。

【休眠預金等代替金に関する取扱い】

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前1項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、前1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - (1) この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
4. 当組合は、次の(1)から(3)に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - (2) この預金について、前3項の(2)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - (3) 前3項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

【規定の変更】

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和8年4月1日 現在

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	預金通帳・証書の発行、記帳（記帳の無かった場合を除く）、繰越	預金者等からの残高の確認		預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更		預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出（ただし、カードローンご契約時の返済口座の申出に限ります。）	預金者等による情報の受領（ただし、出資配当金振替口座の情報、カードローン返済口座の情報の受領に限ります。）	総合口座等に含まれる他の預金等の異動
		A T Mによる残高照会※	残高証明書の発行	A T M振込限度額の変更	氏名・名称変更、住所・連絡先変更			
普通預金 （無利息型普通預金含む）	○	○	○	○	○	○	○	○
貯蓄預金	○	○	○	○	○	×	×	×
当座預金	×	○	○	×	○	○	○	×
納税準備預金	○	×	○	×	○	×	×	×
スーパー定期預金	○	×	○	×	○	×	×	○
大口定期預金	○	×	○	×	○	×	×	○
変動金利型定期預金	○	×	○	×	○	×	×	○
新型複利定期預金	○	×	○	×	○	×	×	○
期日指定定期預金	○	×	○	×	○	×	×	○
積立定期預金	○	×	○	×	○	×	×	×
通知預金	○	×	○	×	○	×	×	×
定期積金	○	×	○	×	○	×	×	×
後見制度支援預金	○	○	○	×	○	×	×	×

※ ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りです。

令和8年4月1日 現在